

令和6年度フードバンク活動普及推進事業仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度フードバンク活動普及推進事業

2 業務の目的

県内の生活困窮者等に対し県内全域で常時十分な食品を提供できる体制を整備するため、フードバンク利用者の少ない地域における食料支援体制等の実態を調査し、今後の実施課題を整理することで、県内でのフードバンク活動のさらなる普及促進を目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 業務の対象とする地域

フードバンク利用者の少ないと推測される以下の自治体 全て

・白石市 ・角田市 ・蔵王町 ・七ヶ宿町 ・大河原町 ・川崎町 ・丸森町 ・亘理町
・山元町 ・色麻町 ・加美町

5 業務の内容

- ・県内の食料支援に関する需要及び実施状況の把握、調査

4の調査対象自治体について、当該自治体が所管する生活困窮関連窓口等を調査し、自治体ごとの生活困窮世帯における食料支援の需要や、各自治体における食料支援の実施状況等の実態を把握すること。

また、当該自治体にてフードバンク活動を促進するためには、どのような方策が有効であるかを提示すること。

※ 業務開始時の調査計画の調整、及び業務終了時の実績報告については、原則受注者と発注者が対面で行うものとする。

6 関係書類の整備

委託業務に係る会計は、他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、この業務に係る会計関係帳簿等の書類を5年間保存すること。

7 個人情報等の取扱い

(1) 個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 業務に利用する電子メールの誤送信防止対策

イ 電子メールを送信する前に、送信先アドレス、アドレス区分(宛先、CC及びBCC)、件名、本文及び添付ファイル等に誤りがないか再確認すること。

ロ 一斉送信を行う場合はBCCを利用し、当人以外の受信者が分かることのないよう留意すること(業務上必要な場合はこの限りではない。)

ハ 個人情報又は機密情報を含むメールを送信する場合は、メールの暗号化や添付ファイルへのパスワード設定等を行うこと。

ニ 一斉送信する場合や個人情報又は機密情報を含む電子メールを送信する場合は、送信時に内容や送信先等について複数職員による確認を行うこと。

8 その他

受注者は、この仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書により難い理由から生じた事項及び仕様書に記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な安全管理措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報管理者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(指示及び報告等)

第6 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

注1 「発注者」は実施機関を、「受注者」は委託先をいう。

- 2 特記事項中の（※）の箇所については、委託等の実態に則して、適切な事項を選択するものとする。
- 3 特記事項等に違反した場合における契約解除、それに伴う損害賠償については、通常この契約で盛り込まれるものであるため、特記事項中に掲げていないが、この契約において契約事項として措置されてない場合には、措置する必要がある。
- 4 委託等の実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するものとする。